（無形固定資産の範囲）

第二十七条　［略］

［一～十二　略］

十三　公共施設等運営権

十四　［略］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　［略］

［一～十　略］

十一　公共施設等運営権

十二　［略］

［2・3　略］

第二十九条　前条第一項第十二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　［略］

［一～十三　略］

十四　公共施設等運営権に係る負債

十五　［略］

［2～4　略］

第五十条　前条第一項第十五号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　［略］

［一～七　略］

八　公共施設等運営権に係る負債

九　［略］

［2・3　略］

第五十三条　第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （平成　年　月　日）	当事業年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［略］		

（無形固定資産の範囲）

第二十七条　［同上］

［一～十二　同上］

［号を加える。］

十三　［同上］

（無形固定資産の区分表示）

第二十八条　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

十一　［同上］

［2・3　同上］

第二十九条　前条第一項第十一号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（流動負債の区分表示）

第四十九条　［同上］

［一～十三　同上］

［号を加える。］

十四　［同上］

［2～4　同上］

第五十条　前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

（固定負債の区分表示）

第五十二条　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

八　［同上］

［2・3　同上］

第五十三条　第五十二条第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

様式第五号

【貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （平成　年　月　日）	当事業年度 （平成　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
［同左］		